

## 市立釧路総合病院医学雑誌投稿規定

1. 本誌に掲載する論文は、市立釧路総合病院職員および関係者の投稿とする。
2. 掲載論文は未発表のものとする。
3. 掲載論文は、当誌の定める「著作権許諾同意書」の提出をもって、正式受理とする。
4. 掲載論文の採否及び順位は、編集委員の査読に基づき編集委員会で決定する。
5. 当誌は、WEB（メディカルオンライン）に掲載する。
6. 原稿は7,500文字程度（図表は5枚以内が望ましい）とする。
7. 研究、原著、症例などは600字程度の論文要旨と300語以内の英文抄録を必ず付ける。
8. 掲載写真は原則として白黒写真とし、カラー写真の場合は著者負担とする。
9. 和文標題、著者名、所属機関名と共に、標題の英訳、ローマ字綴の著者名、英文機関名を記し、5つ以内のKeywords（英語と日本語）を付ける。
10. 文献、外国人名、地名、薬品名は必ず原語を用いる。  
薬品（欧文）の商品名は大文字、一般名は小文字で記載する。
11. 術語は、日本医学用語整理委員会選定の医学用語を、数字は算用数字を用い、数量、温度は次に準ずる。  
(cm, mm,  $\mu$ , cm<sup>3</sup>, ml, cc, kg, g,  $\gamma$ , °C)
12. 引用文献の記載順序は、引用順とし1) 2) 3) のように書く。
13. 【雑誌】著者名、論文名、雑誌名、発行西暦年、巻数、頁数の順で記載する。  
・著者は1名までとし、それ以上は「ら」または「et al」とする。  
・原則として省略名は、欧文雑誌は「PubMed」、邦文誌は完全表記（略さない）とする。  
[例] 浜野哲男ら：食道癌の外科. 外科 1990 ; 16 : 1024-1029.  
[例] Stillman MJ et al : Desmoplastic malignant melanoma. Int J Pathol 1989 ; 24 : 28-35.
14. 【単行本】著者名、題名、編集者、発行地名、発行所名、(版数)、発行西暦年、(巻数)、頁の順で記載する。  
[例] 小野江為則：電顕腫瘍病理学, 東京：南山堂；第2版, 1986. p153-173.  
[例](単行本の1章の場合)  
Hayes RB et al : Histologic markers in primary and metastatic tumors of the liver. In : Andreoli M et al eds.  
The tumor of the liver. New York : Elsevier Science ; 1989. p140-150.
15. 【インターネット情報】名称、URL、入手あるいは参照した年月日を記載する。  
[例] 医療安全情報：公益財団法人日本医療機能評価機構, <http://www.med-safe.jp/contents/info/> (2015. 2. 19)  
上記以外については「生物医学雑誌への統一投稿規定」に準ずる。
16. 業績について  
学会（地方会、総会、その他の研修会）に発表した演題、掲載論文（雑誌名 巻：頁～頁、発表年）は、編集委員会に提出すること。
17. 投稿、編集などに関する問い合わせは下記とする。

(令和7年2月：改訂)

〒085-0822

北海道釧路市春湖台1番12号

市立釧路総合病院図書室－医学雑誌編集委員会－

TEL(0154)41-6121 (内線5845)

## 市立釧路総合病院医学雑誌投稿倫理規定

市立釧路総合病院医学雑誌に投稿される論文は、以下の倫理規定を遵守することとする。

### 1) 倫理規定投稿審査

投稿する論文の指導責任者は、投稿前に論文の内容が本投稿倫理規定を遵守しているか確認することを責務とする。各編集委員は、投稿された論文を本倫理規定に従い確認し、問題がある場合には編集委員会にて検討する。著者および指導責任者と合意が得られない場合、あるいは編集委員会内で結論が得られない場合には、研究倫理審査会に審議を依頼する。

### 2) 研究倫理審査会

倫理的観点から、研究倫理審査会での審査が必要と判断される研究または種々の報告については、著者および指導責任者が論文投稿前に同審査会に審査を依頼することが望ましい。同審査会にて審議し、承認を得た場合にはその旨、論文に記載する。

### 3) 研究倫理

収集分析した資料の使用については、その責任者の了承を得ていること。  
研究参加者に、データ結果の公表について許可を得ること。  
診療に関する発表は、当該診療科長および関連する診療科科長の指導および確認を得ていること。許可を得た場合、相手のサインをもらうなどして、その旨、編集委員会に報告すること。

### 4) 著者及び著作権

原稿を投稿する前までには、連名著者ならびに謝辞に記した関係者全員の合意を得ておくことが望ましい。著者の所属は、その研究を行った時に所属していた機関とすることが原則である。  
投稿中に連名著者が変更になる場合は、その理由を本誌編集委員会に届け出ること。  
なお、本誌に掲載された場合、その著作権は本誌編集委員会に帰属する。

### 5) 利益相反 (conflict of interest : COI) に関して

著者、連名者ならびに指導責任者は、論文の投稿の際に、学術的研究成果の社会への還元（公的利益）のみではなく、企業を含めた他機関との連携に伴い個人への金銭、地位、利権（私的利益）の取得が発生する可能性に十分配慮する。この2つの利益が研究者個人の中に発生する状態をCOIと呼ぶが、厚生労働省策定の「臨床研究の倫理指針：第255号2003年」などを参考に、私的利益に関する開示を行うことを原則とする。

### 6) 二重投稿について

他誌に投稿あるいは投稿中の論文を投稿してはならない。  
他学会誌で公刊された、もしくは投稿中の論文で使用したデータを用いて投稿する際には、その論文を引用するなどしてその旨を明記するとともに、研究方法や分析方法におけるその論文との違いが明確にわかる記述をすること。

## 7) 個人情報の保護

- (ア) 投稿された論文に用いた個人情報は、個人情報保護法を踏まえ、適切に保護されなければならない。特に症例報告では格段の注意が必要である。
- (イ) 論文において、研究対象にした患者個人の特定可能な氏名、入院番号、イニシャルなどの記述を行わない。
- (ウ) 患者の住所は記載しない。但し、疾患の発生場所が病態等に関与する場合は医療圏名、都市名などの区域までに限定して記載することを可とする。  
日付は、臨床経過を知るうえで必要となることが多いので、個人が特定できないと判断される場合に限り、必要の範囲内での記載にとどめる。年月までの記載は問題ないが、日付に関しては「上旬」「中旬」「下旬」もしくは「第○病日」「某日」「○年後」「○日前」といった記載とする。また、年齢についても、明記しなくても済む場合は、「30代」などと記載する。
- (エ) 他の情報と診療科名を照合することにより患者が特定され得る場合、診療科名は記載しない。
- (オ) 既に他院などで診断治療を受けている場合、その施設名並びに所在地を記載しない。但し救急医療などで搬送元の記載が不可欠の場合はこの限りではない。
- (カ) 顔写真を提示する際には目を隠す。眼疾患の場合は、顔全体が分からないよう眼球のみの拡大写真とする。
- (キ) 症例を特定できる生検、剖検、画像情報に含まれる番号などは削除する。  
(ア)–(キ)の配慮をしても個人が特定される可能性のある場合は、発表に関する同意を患者自身(または遺族か代理人、小児では保護者)から得るか、研究倫理審査会の承認を得る。
- (ク) 遺伝性疾患やヒトゲノム、遺伝子解析を伴う症例報告では「ヒトゲノム、遺伝子解析に関する倫理指針」(文部科学省、厚生労働省及び経済産業省)(平成13年3月29日)による規定を遵守する。

## 8) 掲載論文の取り消し

以下の問題が生じた場合は、掲載を取り消すことがある。その審議と決定は編集委員会と研究倫理審査会との協議のもとで行う。

- (ア) データ等に誤りが判明した場合。
- (イ) 二重投稿であることが判明した場合。
- (ウ) 掲載論文に倫理上の問題が判明した場合。
- (エ) その他、編集委員会が問題とする事項が起きた場合など。

(平成24年10月31日：改訂)

(平成24年10月12日：医学雑誌編集委員会策定)